岡山大学ソフトボール部部則

制定　2019年4月10日

第一章　総則

（名称）

第1条　岡山大学（以下本学という。）校友会体育会所属の本団体は，岡山大学ソフトボール部（以下当部という。）と称する。

（所在地）

第2条　当部の所在地は，岡山市北区津島中1丁目1番1号岡山大学とする。

2　主たる練習場は，文法経グラウンドとする。

（目的）

第3条　当部は岡山大学校友会会則第2条の目的にのっとりながら，日々の練習や試合を通じて心身の鍛練をはかり，大会等で勝利することで岡山大学並びにソフトボール競技の創造的発展に寄与することを目的とする。

（構成員）

第4条　当部は，岡山大学校友会サークル公認資格要項に従い，岡山大学に在籍する入学から4年以内の学生（以下部員という。），および顧問教員（以下顧問という。）で組織する。

2　部員は学業の妨げにならない限り，誠実かつ積極的に部の活動に参加しなければならない。

第二章　事業

（事業）

第5条　当部は第3条の目的を達成するために，以下の事業を行う。

一　全日本大学ソフトボール選手権大会などのソフトボールに関する競技会への参加

二　他大学や他団体との練習試合

三　平日や休日の課外時間を利用した練習

四　競技会運営の補助など，当部の目的を達成するのに必要なその他事業

（チーム登録）

第6条　第5条の事業を行うために，当部は公益財団法人日本ソフトボール協会（以下協会という。）に加盟し，チーム登録を行う。

2　登録は年度毎に行う。

3　登録は選手名まで行う。

4　その他必要な手続き等は協会の規定に従う。

第三章　組織

（責任代表者）

第7条　当部には，岡山大学校友会サークル公認資格要項に従い，以下の5名の責任代表者で構成される会議（以下代表会議という。）を置く。

一　部長　1名

二　副部長　1名

三　幹事　1名

四　会計　1名

五　主務　1名

2　代表会議は毎週定期的に行い，議事録を顧問に提出する。

3　責任代表者の役割は以下とする。

一　部長は当部を代表し，当部の活動を統括するとともに，会議の議長となり，試合では主将を兼任する。

二　副部長は部長を補佐し，部長が欠けた時は部長に代わって当部を代表し，活動を統括する。また，競技会参加規定を満たすために，監督を兼任する。加えて，ホームページの管理を行い，情報を統括する。

三　幹事は大学の課外活動窓口である学生支援課と連絡を取り合い，活動を補助する。また，校友会の幹事総会に出席し当部の総意を伝える。

四　会計は，当部の活動で生じた金銭等の財産を管理する。

五　主務は，議事や試合結果の記録，スケジュールの管理，文法経グラウンド会議への出席，同窓会の事務処理を行う。

4　特別な場合を除き責任代表者の他サークルとの兼任は認めない。

5　責任代表者の任期は1年とするが，再任は妨げない。

6　責任代表者は部員が協議の上選出する。

7　任期中に責任代表者が退部もしくは役目を果たせなくなった場合は，速やかに後任を選出する。

（全体会議）

第8条　当部には，部の総意を決定するための全体会議を置く。

2　全体会議は部長が主催し，随時開催できるものとする。

3　議事は引退者を除く部員の過半数をもって決する。

4　会議後は議事録を顧問に提出するとともに，内容を全部員で確認する。

（顧問）

第9条　当部には，岡山大学校友会サークル公認資格要項に従い，顧問を置く。

2　顧問の任期は1年とし，依頼は責任代表者が年度毎に活動報告書および活動計画書を提出して行い，顧問の同意を得るものとする。

3　岡山大学校友会サークル公認資格要項に従い，顧問は随時立場を撤回することができる。

4　顧問の役割は以下とする。

一　第5条の事業内容を把握し，有事の際は速やかかつ的確な対応を行う。

二　そのために，部員の緊急連絡先を管理する。

三　第5条の各事業を遂行するために必要な，各種届出書類への署名を行う。

四　会計の監査を行う。

五　その他，学内組織との交渉など責任代表者を補助する。

（公認スポーツ指導者）

第10条　当部には，協会の定めに従って2名の公認スポーツ指導者（ソフトボール）を置く。

2　公認スポーツ指導者は代表会議によって指名される。

3　登録は年度毎に行う。

4　登録ならびに資格習得や更新に必要な経費は，当部の会計から行う。

（公式記録員）

第11条　当部には，協会の定めに従って公式記録員を置く。

2　公式記録員は基本的にマネージャーとし，代表会議によって指名される。

3　登録は年度毎に行う。

4　登録ならびに資格習得に必要な経費は，当部の会計から行う。

（ボランティアコーチ）

第12条　当部には，岡山大学認定の体育会正課外活動支援ボランティア・コーチに関する内規に従いボランティアコーチを置くことができる。

2　ボランティアコーチは当部が推薦し学長が認定する。

3　登録は2年度毎に行う。

4　ボランティアコーチはスポーツ指導者保険等への加入義務があり，これは当部の責で行う。

（同窓会）

第13条　当部には，現役部員を支援するための同窓会組織を設ける。

2　部員は同窓会会員を兼ね，退部等の無い限りは同窓会組織を構成する。

3　同窓会組織に関する規約は別途定める。

（入部）

第14条　入部希望者は，本部則に同意した上で入部届を主務に提出する。

2　主務は入部届が提出されたら速やかに代表会議を開き，入部の可否について審議を行う。

3　その結果は速やかに入部希望者，ならびに顧問に伝えられ，入部許可の場合は学務システムの課外活動団体情報に登録される。

4　部員となったものは，競技会へ出場するために協会への選手登録が行われる。ただしマネージャー希望者等は除く。

5　入部届の様式は別途定める。

（退部）

第15条　部員は随時退部届を主務に提出することで，退部することができる。

2　部員が第4条で定める構成員の資格を失った場合，本人の意思表示を必要とせず退部となる。

3　部員が以下に定める事由に該当した場合，代表会議は顧問と相談の上，部員に退部を勧告する事ができる。

一　本部則に違反した場合

二　当部の秩序を著しく乱した場合

三　部費，その他の必要経費を納めない場合

四　本学から懲戒処分を受けた場合

五　上記の他，当部の運営上好ましくないと代表会議が認めた場合

4　退部と同時に全ての個人情報は抹消され，選手登録は解除され，学務システムの課外活動団体情報から削除される。

5　退部届の様式は別途定める。

（引退）

第16条　部員は随時引退届を主務に提出することで，引退することができる。

2　引退となった者の選手登録は解除され，学務システムの課外活動団体情報から削除される。

3　引退者は責任代表者の任に就くことはできないが，部費の納入や練習への参加は任意とし，退部後も同窓会組織を構成する。

4　引退届の様式は別途定める。

第四章　会計

（経費）

第17条　当部の経費は，部員から徴収する部費，本学からの助成金，同窓会からの助成金，その他の収入から賄うものとする。

2　部費は年20,000円とし，遠征や合宿等の必要経費は，その都度臨時部費として参加者から徴収する。

3　選手登録の無いマネージャー等は，部費を免除する。

4　遠征費等は本学に補助を申請する。

5　同窓会からの助成金は，基本的に全日本大学ソフトボール選手権大会の本戦や西日本大会に進出したときの活動資金に用いる。

（会計年度）

第18条　会計年度は，毎年4月1日から3月31日までとする。

2　余剰会計は翌年度に繰り越すものとする。

（会計報告）

第19条　当部の会計は会計担当責任代表者が司り，年度末に顧問の監査を受け活動報告書に記載の上，部員に報告する。

第五章　事件事故防止

（事件事故防止）

第20条　部員は，遠征の移動中を含めて，部活動中の事件事故防止に努めなければならない。

2　代表会議は，具体的な防止策について細則にまとめ，全ての部員に周知しなければならない。

（保険）

第21条　当部は事件事故が発生した場合に備えて，以下の保険に部員を加入させることとする

一　スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）

2　加入は部が一括して行い支払いも部の会計から行う。

（事件事故）

第22条　部活動中に，事件や事故が発生した場合は顧問と本学学生支援課へ，休日の場合は守衛所へ速やかに報告を行う。

2　急患の場合は本学保健管理センターに判断を仰ぎ，学外，休日，時間外には近隣病院の救急外来に電話，重篤な場合には救急車を要請する。

3　事件事故発生後は，顧問を通じて「事件事故報告書」を本学学生支援課へ提出する。

4　緊急時の保護者等への連絡先は，入部時に顧問に届け出るものとし，変更があった場合にはその都度報告する。

（免責事項）

第23条　当部及び当部構成員は，部活動に伴い生じた事故等に関し，第20条から第22条に定める対応を行うこととし，原則として，それ以外の責任は負わないものとする。

第六章　解散と部則の改定

（解散）

第24条　当部は以下の事由を満たしたとき，解散するものとする。

一　岡山大学校友会サークル公認資格要項に定められた資格を満たせなくなったとき

二　全部員の総意によるとき

2　解散時の会計残高は同窓会組織が引き継ぐ。

（部則の改正）

第25条　本部則の改正は，代表会議の発議により，顧問の承認を経た後，過半数部員の同意を得て行う。

（細則の制定，改正）

第26条　必要に応じて本部則を補う細則を定めることができる。制定，改正方法は，第24条に定める部則の改正方法に準じる。

付則

本部則は2019年4月10日から施行する。

本部則は2021年3月31日に改正し，即日施行する。

本部則は2024年7月5日に改正し，即日施行する。